

政令第二百十五号

関税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、関税法（昭和二十九年法律第六十二号）第二条第一項第十二号の規定に基づき、この政令を制定する。

関税法施行令（昭和二十九年政令第五百五十号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「沖 縄 那 覇」を 沖 縄 那 覇 に改める。

附 則

この政令は、令和八年七月一日から施行する。